平成２４年３月２日付け監査委員告示第１号公表分

商工観光部

商業振興労政課（株式会社津センターパレス）

監査の結果 （措置が講じられた部分に限る。以下同じ。）	有価証券の減損処理の要否について（出資） 株式会社津センターパレスが第３４期の決算に係る貸借対照表に固定資産として計上している関係会社の発行株式（３，４００万円）について、取得原価により計上しているが、当該関係会社の決算公告を見ると、資本の欠損という憂慮すべき経営状況にあることから、有価証券の価額が著しく低下した場合に帳簿上の取得価額を決算時の時価又は実質価額に修正して損失を計上する「減損処理」の要否を判定の上、その結果を踏まえ、適切な会計処理に努められたい。
措置の内容	関係会社（株式会社津センター）は、令和４年１２月１３日に破産手続きを開始し、令和５年３月２５日に破産手続廃止の決定確定がなされた。 それに伴い、株式会社津センターパレスは貸倒損失及び有価証券の特別損失が発生したものの、同時に発生した敷金債務免除益と相殺を行い、利益計上となった。 ホテルの開業をうけ、株式会社津センターパレスの収支は、より改善される見通しであるが、株主として今後も、経営状況をしっかりと注視していく。